平成２６年（フ）第３４６号
静岡市駿河区敷地１丁目６番15号　沢マンション204号
破産者　佐野　弘子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０９２号
大阪市住吉区我孫子５丁目12番16号　サン我孫子マンション401号
破産者　坂口商店こと　坂口　明男
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４７号
大阪府枚方市東香里元町14番32号、開始決定時大阪府枚方市東香里３丁目29番26号
破産者　山本　茂夫
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５８号
大阪市北区長柄中１丁目３番23号トレンディーマルナカ502号室
破産者　東　　忠治
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２８号
大阪府豊中市熊野町４丁目２番43―305号、前住所大阪府豊中市中桜塚５丁目20番14―101号
破産者　濵本　　徹
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４２号
岩手県岩手郡雫石町鶯宿６番地16、住民票上の住所大阪市都島区御幸町２丁目７番22号メゾン・ド・プルミィエ502号
破産者　佐々木　隆
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０１号
大阪府東大阪市下小阪４―２―３　メゾン大和下小阪602、住民票上の住所大阪府門真市北岸和田１丁目４番13―106号
破産者　森岡　正毅
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０９号
大阪市淀川区十三東１丁目７番14号　久保ビル401号
破産者　小倉かおる
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３０号
三重県四日市市大字塩浜2427番地、前住所大阪府八尾市美園町３丁目78番地１　ピアパーク美園607号
破産者　杉本竜治こと　金　　竜治
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
岡山県津山市二宮2248―５、開始決定時の住所岡山県津山市津山口116番地７
破産者　豊田　勝広
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９３号
岡山県津山市二宮2248―５、開始決定時の住所岡山県津山市津山口116番地７
破産者　豊田　広美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２８４号
広島市南区青崎２丁目19番１―207号、住民票上の住所広島市南区東本浦町16番31―204号
破産者　三谷　英明
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７１号
広島市西区田方３丁目909番地１　717号
破産者　マエダテクノこと　前田喜已人
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５１号
北九州市小倉北区赤坂３丁目10番36号
破産者　山元　春光
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１３号
北九州市戸畑区観音寺町３番25―307号
破産者　吉田　　純
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６５号
沖縄県うるま市石川東山本町１丁目17番５号新開地団地304号室
破産者　てんてんこと　嘉陽　苗子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２３２号
岩手県滝沢市野沢62番地403
破産者　熊谷　正男
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１１０号
埼玉県行田市大字長野917番地53
破産者　本島　国博
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４６号
埼玉県比企郡小川町大字飯田230番地17
破産者　荒井喜代行
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部